

野焼きの 禁止について

野焼きは法律で禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、ダイオキシン類の排出抑制や廃棄物の適正な処理等の観点から、以下の例外を除き、野焼きは禁止されています。よって、家庭から出るゴミを焼却した場合は違法行為となり、違反者には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられますので、野焼きは絶対に行わないようにしてください。

野焼きの例外(次のものは法律の適用外となります。)

- ⊃ 国や地方自治体が施設管理を行うために必要な場合
例) 河川、道路管理上で必要となる草木等の焼却
- ⊃ 災害の予防、応急対応、復旧のために必要な場合
例) 災害等の応急対策、火災予防訓練等
- ⊃ 風俗慣習上、宗教上の行事で行うために必要な場合
例) どんと焼き、不要となったしめ縄、門松等を焚く行事等
- ⊃ 農業、林業、漁業を営む上で、やむを得ないものとして行われる場合
例) 稲わら、焼き畑、畦の草、下枝、剪定枝の焼却等
- ⊃ たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの
例) 暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー等

例外で認められる場合であっても、周囲に配慮が必要です

- ⊃ 農業等を営む上で発生した草類を焼却する場合は、必ず乾燥させてから焼却すること。乾燥が不十分だと白煙が多量に発生してしまいます。
- ⊃ 民家等に煙が流れないように風向きや風の強さを考慮して下さい。
- ⊃ 周辺の状態(洗濯物が干してないか等)を確認したうえで、焼却すること。
- ⊃ 例外であっても、生活環境上支障がある場合(近隣から苦情が寄せられるような場合)は行政指導の対象となります。
- ⊃ 火の後始末は必ず行って下さい。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として換気をされる方がいますので、これまで以上に周囲の民家等への配慮をお願いします。

問い合わせ先

飛騨市役所環境水道部環境課

TEL:0577-73-7482